

(1) 色彩区分は次のとおりとする

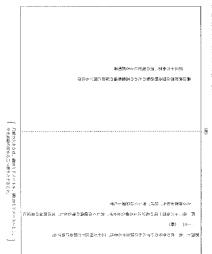
五
自

缺

四

(2) 登録森林漁業者登記及び登録施設種別名の文字は黒とする。

(3) 譜識を登録森林漁業者登記用紙に記入する旨の施設ごとに公衆の見やすい場所に掲示する場合における該譜識は、縦二十二センチメートル、横三十六センチメートルの大きさとすること。



別記様式第二号（第二十八条関係）

